船橋市教育委員会会議3月定例会会議録

1. 日 時 令和4年3月29日(火)

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 3時54分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教育 長 松本文化

教育長職務代理者 佐藤秀樹

委 員 鳥海 正明

委 員 小島 千鶴

委 員 朝倉 暁生

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生

管理部長 森 昌 春

 生涯学習部長
 三澤
 史子

 教育総務課長
 五十嵐
 正樹

学務課長 日 高 祐一郎

指導課長 掛村 利弘

社会教育課長 牟田 重実

文化課長 松 田 修

総合教育センター所長 仲 臺 和 浩

生涯スポーツ課長 高橋 伸行

西図書館長 柴 山 和香子

指導課指導主事

指導課副主幹

5. 議題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第10号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

議案第11号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第12号 船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について

議案第13号 船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第14号 船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則について
- 議案第15号 教育課程編成の基準に関する規程の一部を改訂する訓令について
- 議案第16号 船橋市社会教育バスの使用に関する規則を廃止する規則について
- 議案第17号 第2次船橋市文化振興基本方針の策定について
- 議案第18号 第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定について
- 議案第19号 第二次船橋市図書館サービス推進計画の策定について
- 議案第20号 船橋市文化財審議会委員の委嘱について
- 議案第21号 令和4年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について
- 議案第22号 職員の任免について
- 議案第23号 職員の任免について

第3 臨時代理報告

報告第 1号 県費負担教職員の任免に関する内申について

第4 報告事項

- (1) 金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について
- (2) 八栄小学校の通学区域の見直しについて
- (3) 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会の設置について
- (4) 令和3年度第57回教育研究論文について
- (5) 第35回ふなばし生涯学習フェアについて
- (6) いじめの重大事態の認知に係る報告書について
- (7) いじめの重大事態の調査結果に係る報告について
- (8) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

2月4日に開催しました教育委員会会議2月定例会の会議録をお手元にお配りしてご ざいますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がありま

した。

傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合もございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、先ほど事務局から、いじめの重大事態の調査結果に係る報告についての報告事項が追加で提出されましたので、船橋教育委員会会議規則第7条に基づき、本日の議事日程において、当該報告事項を報告事項(7)として追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

また、議案第20号、第22号及び23号につきましては船橋市教育委員会会議規則 第12条第1項第1号に、議案第21号につきましては同規則第12条第1項第5号に、 報告事項(6)及び(7)につきましては同規則第12条第1項第3号に該当しますの で、非公開としたいと思います。

さらに、当該議案につきましては、傍聴人にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項(8)の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。 それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第10号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第10号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料は、本冊1ページ、2ページとなります。

まず、本規則改正の理由ですが、1点目は、令和4年度から学校運営協議会を設置すること、2点目は、教育委員会組織内に係を新設すること、以上2点の理由により、規程の整備を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

第6条、教育長の専決事項として、教育長の専決により任命または委嘱することができる職に学校運営協議会委員を追加いたします。

続きまして、1ページから2ページにかけてとなりますが、第9条課及び係の設置をご覧ください。

組織の一部を改正し、学校教育部指導課に庶務係を設置いたします。また、同様に総合教育センターに総務係を設置いたします。これにより、教育機関の内部組織等について定めた別表第1についても改正します。指導課及び総合教育センターにおいては、これまで係を設置せず、組織規則上の位置づけを特に持たない班という形で業務を行ってきたところでありますが、指導課の庶務班を庶務係、また、総合教育センターの総務班を総務係とし、それぞれ係長を配置することにより、責任の所在を明確にすることといたします。

なお、本規則の施行日につきましては、令和4年4月1日からといたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。 それでは、議案第10号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」 を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第10号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第11号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第11号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

資料は、本冊3ページ、4ページとなります。

本規程改正の理由ですが、社会教育バス事業の廃止及び公民館の事務の迅速化及び効率化のために規程の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

3ページ、別表第2、教育長の決裁事項及び個別専決事項の社会教育課の表をご覧ください。

社会教育バス事業の廃止のため、第5号「社会教育バスの使用許可」を削除いたします。

次に、4ページ、公民館の表をご覧ください。

公民館の事務の迅速化及び効率化のため、第1号「事業計画及び事業報告」そして、 第3号「社会教育関係団体(全市的団体を除く)の登録」の欄の「合議すべき課等」か ら社会教育課を削除いたします。

なお、本規程の施行日につきましては、令和4年4月1日からといたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。 それでは、議案第11号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第11号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第12号について、教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

議案第12号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」ご説明いたします。

資料は、本冊5ページ、6ページとなります。

まず、本規程改正の理由ですが、電子決裁の導入及び事務の効率化が図れるよう規程の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

第8条「公印の使用承認等」のその第3項、公印の使用承認方法について、文書管理 システムその他の電子的方法を使用して承認することができる旨を追加規程しておりま す。

次に、5ページから6ページにかけてとなりますが、第11条、「電子計算機による公印」、その第3項をご覧ください。

条文の中段部分、「市長の事務部局の情報システム課長と協議の上」という文言を削除します。これまで、電子公印の使用承認を行う際には、不当な使用等を防止する情報システム上の対策が講じられているか、市長事務部局の情報システム課と協議を行っておりましたが、既に情報システム課において、システム導入の際にはきちんと対策が講じられているかをチェックしていることから協議は不要とし、削除とするものです。

なお、本規程の施行日につきましては、令和4年4月1日からといたします。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。 それでは、議案第12号「船橋市教育委員会公印規程の一部を改正する告示について」 を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第12号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第13号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第13号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明い

たします。

資料、本冊 7ページからの新旧対照表をご覧ください。

学校教育法施行規則の改正に併せて、令和4年度より自ら探究するテーマに重きを置く総合的な探求の時間に改正することにいたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第13号「船橋市立高等学校管理規則の一部を改正する規則について」 を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第13号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第14号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

よろしくお願いします。

議案第14号「船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」ご説明 いたします。

本冊資料9ページからでございます。

学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく制度でございます。令和4年度から、船橋市で段階的に設置される学校運営協議会を、宮本中学校校区の4校がモデル校として導入するに当たり、協議会を公正かつ適正に遂行するために、船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則を制定する必要がございます。

規則の主な内容といたしましては、第一に、学校運営協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限の下、学校の所在する地域住民及び学校に在籍する保護者等の参画により、学校との信頼関係を育む学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

次に、学校運営協議会委員は、校長を含む学校より推薦された8人以内の委員で構成され、再任は妨げられませんが、任期は1年以内とし、非常勤の特別職の職員として、

教育委員会が委嘱、または任命するということでございます。それに伴い、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の第5条の規定により、報酬が支給されます。

次に、校長は学校運営協議会で承認された基本方針に従って学校を行います。また、協議会は、学校運営に関して、教育委員会や校長に意見を述べることができ、教職員の任用についても、特定の個人に関する事項を除き、教育委員会に意見を述べることができます。

これまで、学校評議員の方からはたくさんのご意見をいただき、学校運営に反映して まいりましたが、これからは意見をいただくことに加え、さらに地域住民の方、保護者 の方とも一体となり、子どもたちの成長に関わっていただけるよう体制づくりを進めて まいりたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

規則に関してはそれほど問題ないとは思いますが、一番心配なのが、これまでの評議員制度から変更する形になるので、これまでの評議員制度と同じ枠組みの中でやるということが間違いになってしまうのではないかという点です。報酬が出るということも含め、なっていただく方にいろんな責任をしっかり認識をしてもらうということも大切ですし、学校の運営に対し、同じ方向を向いてもらうということも大切だと思います。規則をしっかり皆さんに理解をしてもらうということも大切ですし、内容についても学校で十分協議をして、運営を行っていただきたいと思います。期待をしています。よろしくお願いします。

【教育長】

ご意見でよろしいですね。

ありがとうございます。

ほかに、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、議案第14号「船橋市学校運営協議会の設置等に関する規則について」を 採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第14号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第15号について、指導課、説明願います。

【指導課長】

議案第15号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」ご 説明いたします。

資料は、13ページに記載がございます。

令和4年度より、学校教育法施行規則が改正され、高等学校の総合的な学習の時間が 総合的な探求の時間になります。そのことに伴い、教育課程編成の基準に関する規程の 一部を改正いたします。

なお、今回の改訂に併せ、各教科と記載していた箇所を、学校教育法施行規則の記載 と併せる形に変更することといたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第15号「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第15号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第16号について、社会教育課、説明願います。

【社会教育課長】

議案第16号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則を廃止する規則について」ご 説明いたします。

資料は、本冊15ページです。

これまで本市では、福祉バス、老人クラブ等バス、あと老人クラブ借上料補助、社会

教育バスといった4つのバス事業がございましたが、令和4年度からこれらを統合し、 船橋市地域福祉バス借上料補助事業として地域福祉課が運用することになったことから、 船橋市社会教育バスの使用に関する規則を廃止するものでございます。

新制度では、町会、自治会等の団体が地域福祉の増進を目的とした視察、研修、社会福祉に関する活動でバスを借り上げた場合に、その借り上げ料の一部を補助することとなります。これまで社会教育バスを利用していた社会教育関係団体についてですが、青少年の健全育成など地域福祉の増進を目的とした活動している団体につきましては、補助対象者に該当することとなります。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【佐藤委員】

確認をさせてください。

私も以前、社会教育バスを利用させていただいていたのですが、現在はもうバスを持っていないということでよろしいでしょうか。

もう一つ、自分たちが社会教育バスと同じ利用目的のために、民間からバスを借りた際は、補助金が出るというふうに考えてよろしいですか。

【社会教育課長】

社会教育バスというバスは、もう持っておりません。委託をしておりました。

それと、団体としてバスを借りていただき、そのバスの借り上げ料の2分の1の額を補助するということで、上限が1回4万円、1年度当たり2回までという制度で実施していきます。

【佐藤委員】

もう一点よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

ごみのリサイクル関係施設に行くバスはまだあるんでしょうか。

【社会教育課長】

環境部のバスですね、リサちゃん号は来年度もあります。

【佐藤委員】

私もPTAを行っていた頃はよく使用していました。そういった社会教育関係団体が 今後どのようになるのか気になったため聞きました。ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第16号「船橋市社会教育バスの使用に関する規則を廃止する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第16号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第17号について、文化課、説明願います。

【文化課長】

議案第17号「第2次船橋市文化振興基本方針の策定について」ご説明させていただきます。

基本方針の冊子をご覧ください。

本市における今後の文化振興の進むべき方向を示すことを目的とした、第2次船橋市 文化振興基本方針につきましては、12月定例会で素案を、2月定例会でパブリック・ コメントの結果を報告させていただき、委員の皆様方から意見を頂戴したところでござ います。

その後、外部委員で構成する会議、船橋市文化振興推進協議会で意見をいただき、今回最終的な冊子の形で皆様にお配りさせていただきました。この冊子の中で、中核をなす27ページからの第3章「基本方針」、これにつきましては、素案のときと変わらない内容となっていますので、説明は省略させていただきます。

今回は、39ページからの第4章「文化振興の推進に向けて」の中に新たに加えました、重点プログラムについてご説明させていただきます。

2月の定例会でご説明させていただきましたが、パブリック・コメントについては、 意見が具体的な事業提案であるため、基本方針自体に反映させることはいたしませんで した。しかしながら、せっかくいただいた貴重な意見のため、それを踏まえながら、第 2次基本方針期間において、美術及び文化財の分野で取り組む施策を重点プログラムと してまとめさせていただきました。 このことにつきましては、本冊 2 7ページに掲載しているパブリック・コメントの回答にも掲載させていただいております。

基本方針の冊子44ページをご覧ください。

重点プログラム1が、「アートでつながるまち ふなばし」プログラムです。船橋市は、学校の音楽部が全国的なコンクールで活躍するほか、千人の音楽祭などを通し、音楽のまちとして親しまれておりますが、美術の分野も今後力を入れて、誰もがアートに参加できる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、45ページ、重点プログラム2「『ふるさと船橋』を知る」プログラムです。 これは、取掛西貝塚をはじめとする埋蔵文化財の周知に力を入れていくもので、特に学 校における学習機会を充実させてまいります。

両プログラムの具体的な取組については、それぞれの主な施策展開をお読みいただければと思います。

これらを加えた第2次船橋市文化振興基本方針を4月1日に施行したく考えております。

また、本冊24ページからの基本方針を簡略にまとめた概要版を発行するとともに、 27ページからのパブリック・コメントに対する市の考え方について、市のホームペー ジに掲載する予定でございます。併せてご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

資料も全部このまま掲載されるということでよろしいでしょうか。

【文化課長】

全部載せて冊子1冊という感じになります。

【佐藤委員】

資料38ページ基本目標からの文章については、文字の大きさもこのままということで考えてよろしいでしょうか。

【文化課長】

文字の大きさもこのままでございます。

【佐藤委員】

文章量が多いので仕方ないのかもしれませんが、文字が小さく見づらいなというのが、 正直なところです。

【文化課長】

資料38ページからの文字の大きさは、1つの表に収めようとすると、どうしてもこの大きさになってしまいます。次回改訂する際は、文字の大きさについても検討させていただきたいと思います。申し訳ございません。

【教育長】

今回は、これで仕方がないということですか。

【文化課長】

今回は申し訳ないのですが、この大きさでお願いできればと思います。あとはホームページ等でご覧いただくというところになります。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第17号「第2次船橋市文化振興基本方針の策定について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第17号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第18号について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

議案第18号「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定について」ご説明いたします。

本冊33ページから、また、別添でお配りしております第二次生涯スポーツ推進計画 最終案をご覧いただければというふうに思います。

スポーツ基本法に基づき、市民のスポーツ活動に関する施策の総合的かつ計画的な推 進を図ることを目的とする第二次船橋市生涯スポーツ推進計画につきましては、教育委 員会会議12月定例会で素案をお示しし、2月定例会においてパブリック・コメントの 結果についてご報告させていただいたところです。その後、船橋スポーツ推進審議会委 員の皆様やパブリック・コメントなどでいただいたご意見を踏まえまして、今回最終案 を提示いたしました。

計画の構成などに大きな変更はございませんので、教育委員会議12月定例会でご説明いたしました素案からの主な修正点についてご説明をさせていただきます。

計画書のほうの11ページをご覧ください。

こちらのページには、船橋市のスポーツ施設ということで、体育施設を掲載してございますが、このページに記載されている以外の公共施設でも、スポーツ可能な公共施設があるのではないですかといったパブリック・コメントでご意見をいただきました。今回、計画書の整備といたしましては、体育施設のみを記載し、その他の公共施設でもスポーツが可能な設備や場所があることをページの下に注釈として追記いたしました。11ページに記載されている以外のスポーツが可能な場所や設備につきましては、市ホームページで種目別にできる場所、また、施設別に可能なスポーツといったように分かりやすい情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

なお、計画書の裏表紙、それから概要版については、二次元コードを掲載して、スマートフォンなどからコードを読み込んでいただくことで、市のホームページをご覧いただくようにご案内をしております。

次に、計画書の35ページの「めざすべき姿」について、素案では多くの仲間と共に地域の輪の中で生き生きと過ごしている状態としておりましたが、「地域の輪の中で」という表現は、極めて限定的に捉えられてしまうのではないかといったご意見をいただいたところです。「地域の輪の中で」は、市民一人一人、それぞれのコミュニティーを表現したものであり、生き生きと過ごしている状態を地域の輪の中だけに限定するという意図はございませんでしたが、市民の方が限定的に捉えてしまう可能性があること、また、「地域の輪の中で」を削除したことにより、「めざすべき姿」の意味が変わるものではないと判断し、この「地域の輪の中で」を削除したところでございます。

次に、37ページ、目標値でございますが、国の第2期スポーツ基本計画に併せ当初65%としておりましたが、このたび国の第3期スポーツ基本計画の目標値が示され、70%に引き上げられましたので、こちらは併せて変更するものでございます。

次に、市営のスポーツ設備に望むこととして、施設を増やしてほしいという意見が最も高かったにもかかわらず、施設を増やすことは容易ではないという一言で済まされているというご意見をいただいたところです。こちらにつきましては、ご意見のとおり、公共のスポーツ施設を増やすのは容易ではないけれども不可能ではないこと。また、施設の新設や確保については常に検討しており、今後も施設の確保について検討を継続することを基本施策の2「市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備」といういうことで、48ページに追記したところでございます。

以上、第二次船橋市生涯スポーツ推進計画最終案についてご説明させていただきました。

本計画は、4月1日の施行を考えており、目指すべき姿や基本政策などをまとめた概要版も発行する予定です。

概要版につきましては、本冊の35ページに記載がございますが、一部差し換えたものを本日配らせていただいております。コードのところに、QRコードと記載しておりましたが、QRコードが登録商標であったため、右のコードからというような表現に変えたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

それでは、議案第18号「第二次船橋市生涯スポーツ推進計画の策定について」を採 決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第18号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第19号について、西図書館、説明願います。

【西図書館長】

では、議案第19号「第二次船橋市図書館サービス推進計画の策定について」ご説明いたします。

資料は、本冊の49ページからと、別添の第二次図書館サービス推進計画の最終案となりますが、この本冊の49ページについて修正がありましたので、追加でお配りをさせていただいております、A4の1枚、議案第19号、そちらをご覧いただきたいと思います。

図書館法に基づき、本市における図書館事業の基本的運営方針を策定し、図書館サービスの推進を図ることを目的とする第二次船橋市図書館サービス推進計画につきましては、教育委員会会議12月定例会で素案を、2月定例会でパブリック・コメントの結果をご報告いたしました。

別添の計画書最終案は、教育委員の皆様や図書館協議会委員からご意見を頂戴したも

のなどを踏まえ、最終案とさせていただいております。

計画の構成などの大きな変更はございません。12月定例会でご報告した素案からの 主な変更箇所についてご説明をいたします。

計画書の27ページをご覧ください。

素案に対しましては、図書館は誰でも利用できる場所であり、一つの救いの場でもあるということを伝えてはどうか、また、本を楽しく読んだり、充実した人生を手助けをする手段としての図書館の在り方を入れてはどうかというようなご意見をいただきました。

いずれも図書館の基本的な部分に関わる内容でありますので、この27ページの船橋 市図書館の目指すべき図書館像(グランドビジョン)と目標をこの説明しているこちら のページの下から3行目に、「読書の楽しさを伝え、市民の課題解決をサポートすると ともに、誰にとっても居心地の良い図書館を目指し」という文言で追記いたしました。 次に、32ページをご覧ください。

施策1「課題解決支援サービスの充実」でございますが、こちらのページの冒頭3行に、課題解決支援サービスについての説明を加えました。図書館は、日常生活を送る上での様々な課題、仕事や子育て、健康や法律などですが、こうした様々な課題を解決するために必要な情報を見つけることができる身近な施設の一つであり、市民の様々な要望に的確に応えることが図書館に求められているという文言を加えております。そして、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、「しかし」から始まる2段落目の3行目に、「これまで行ってきた読書の楽しさを伝える試み、(図書展示や年越しブックセット、作家講演会等)に加え」という言葉を加えますとともに、最後の段落、「誰にとっても使いやすく居心地が良いと感じられる図書館、わからない・困ったことがあった時にまずは図書館へ、より豊かな生活を送るための様々な方法を見出せる情報拠点を目指します。」という文言を加えました。また、施策の1の名称ですが、「読書と学びの支援」という副題を追加いたしております。

以上、第二次船橋市図書館サービス推進計画最終案についてご説明をさせていただきました。

本計画は、4月1日の施行を予定させていただいており、本冊の51から54ページのとおり、概要版も発行したいと考えております。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【朝倉委員】

ご説明ありがとうございました。

特にこの中身についてどうこうということではなくて、コメントとして受け取っていただければと思います。

54ページに船橋市の文化を育み、まちづくりを支える図書館と記載があり、目標が明確になってきているのはとてもいいことだと思います。一方で、目標達成率を評価するための数値が、利用した人の割合や利用者満足度だけだと、例えば船橋の文化を知るといったところの評価が難しくなってくるのではないかと思います。なので、例えば「読みたい本がない」、「船橋のことを知るきっかけになった」、「ふるさとのことを知る情報が得られた」といったアンケートを行うことで情報を収集し、どうしたら地域の図書館として、船橋の文化を育み、まちづくりを支える図書館になるのかというところを継続的にご検討いただければと思います。

【西図書館長】

今後の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、議案第19号「第二次船橋市図書館サービス推進計画の策定について」を 採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第19号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第1号について、学務課、報告願います。

【学務課長】

報告第1号「県費負担教職員の任命に関する内申について」ご報告申し上げます。 資料は、本冊59ページからになります。

令和3年度末の管理職の異動でございますが、校長につきましては、退職者が14名、 行政等の転出者が3名となり、市内に17名の新たな校長が配置されます。17名の新 たな校長のうち、再任の校長が3名、県教委、他市等からの転入校長が2名、市内の新 任校長が11名、再任用校長が1名となります。令和3年度末年齢が56歳以下の若い 新任校長につきましては、10名となっております。そのほかに、他市に2名が新任校 長として配置されます。

次に、教頭でございますが、退職者が2名、教頭から校長に昇任した者が8名、行政や他市に異動した者が11名おり、また、新たに坪井小学校が教頭複数配置となりましたので、令和3年度末は、22名の新たな教頭が配置されます。22名の新たな教頭のうち再任の教頭が1名、県教委、他市等から転入教頭が7名、市内の新任教頭が14名となります。そのほかに、他市に2名が新任教頭として配置されます。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項(1)金杉台中学校の統合に向けた検討状況報告について、ご報告いたします。

資料は、本冊 71 ページから 81 ページとなりますが、 73 ページから 78 ページまでは統合準備会を書面開催した際の資料、 79 ページ、 80 ページは書面会議の結果を伝える会議録、そして 81、 82 ページは関係する小・中学校の在校児童・生徒に配布した統合準備会だよりになります。

それでは、第6回船橋市金杉台中学校・御滝中学校統合準備会の開催結果につきましてご報告いたします。

資料は、71ページをご覧ください。

第6回目の会議を開催するに当たり、その内容は、進捗報告が中心になること、そして、新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期ということもあり、事前に金杉台中学校、御滝中学校、金杉台小学校、3校の校長と相談の上、今回は書面会議とすることとしました。

1、開催日時・場所、こちらにつきましては、記載のとおり、統合準備会の会員に対しまして、2月21日から3月4日までの間で、資料の確認及び質問票の提出を依頼しました。

2番目は飛ばしまして、3番目です。

3、内容について、こちら、現状を踏まえた来年度の検討事項について資料により確認をしました。

その下にまいります。

(1) 令和4年度の中学校入学についての状況です。

金杉台中学校が指定校となる地域の生徒につきましては、通学指定校変更の申請受付により、そして、選択地域からも金杉台中学校を希望する生徒もいなかったため、2月4日時点で令和4年度の金杉台中学校の入学予定者はいない見込みであることを報告しました。

次に、(2) 今後の検討事項についてです。

金杉台中学校の来年度の新2年生はゼロ人、そして、新1年生となる入学予定者もいない見込みであることから、令和5年の統合時に金杉台中学校から御滝中学校へ移る生徒はいないため、学習面、生活面などの両校の調整は、この状況が変わった場合に早急に対応することとしました。

また、今後の課題、行うこととして、金杉台中学校や金杉台中学校のPTAにある文書や備品などの移転調整、そして、御滝中学校へ金杉台中学校の特色などを伝承することの検討を確認しました。

次に、資料72ページ、(3)検討事項の進捗状況についてです。

既に検討を進めている統合に向けた諸課題として、金杉台中学校の施設活用、教職員の配置、そして、御滝中学校の教育環境の整備などの進捗状況を報告しました。また、中学校の名称及び位置を定める船橋市立中学校設置条例の改正議案を、令和4年度第1回市議会定例会に提出したことも報告しました。この条例改正の議案は、先日市議会で可決されましたので、今後は通学区域に関する規則など必要な規則改正を進めてまいります。

次に、(4)意見・質問等についてです。

統合準備会の会員から、意見・質問等が2件寄せられました。1つ目は、金杉台中学校長から、学校体育施設の開放授業に関し、金杉台中学校が統合された後の運営についての相談、2つ目は、金杉台中学校PTAから金杉台中学校の教員を十分に確保してほしい旨の意見がありました。これらの相談や意見につきましては、会長確認の上、資料に記載のとおり事務局で回答を取りまとめ、資料79ページにございます会議録として統合準備会会員に送付し、情報共有を図り、書面会議を終えました。

また、この書面会議の内容につきましては、資料 81ページ、82ページにあるとおり、統合準備会だよりとして、3月 15日に関係する小・中学校の在校児童・生徒へ配布し、周知を図りました。

最後に、次回、第7回目となる統合準備会の開催日時はまだ決まっておりませんが、 6月から7月をめどに開催できればと現時点では考えております。

金杉台中学校・御滝中学校の統合につきましては、生徒や保護者が安心して過ごせるよう、今後も統合準備会の協力を得ながら、準備を進めてまいりたいと考えております。 報告は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項(2)について、学務課、報告願います。

【学務課長】

学務課から、八栄小学校の通学区域の見直しについて報告いたします。

資料は、本冊の83ページをまずご覧ください。先日、市議会文教委員会に先立ちまして、委員の皆様に電子メールで送付させていただいた地域説明会当日資料と同じものになります。

八栄小学校は、近年、児童数が増加し、令和5年度以降、31学級分ある普通教室では足りなくなってしまうことが見込まれています。そこで、八栄小学校の学区の一部を教室数に余裕のある夏見台小学校と市場小学校の学区に変更することを、昨年10月30日と先月20日に地域説明会にて提案し、地域の皆様のご意見をいただきました。

本日、お配りしている資料は、第2回地域説明会の配付資料でございます。

それでは、資料87ページをご覧ください。

昨年10月の地域説明会で提案した学区変更案になります。八栄小学校の学区のうち、夏見7丁目、地図上のピンク色の地域を夏見台小学校の学区に、夏見1丁目と夏見5丁目の一部地域、地図上の緑色の地域を市場小学校の学区に変更する案を提案いたしました。この提案について、第1回説明会では、八栄小学校への通学距離に比べ市場小学校までの距離のほうが長くなり子どもに負担がかかる。八栄小学校の学区であることを前提に幼稚園、保育園を選んだのに、今になって市場小学校に入学してくださいと言われても困る。夏見1丁目、5丁目は、コミュニティー的に夏見地区であり、八栄小学校側に属している。コミュニティーが分断されてしまう。河川沿いを通学経路とせず、遠回りして市場小学校にというのは距離が長くなり心配である。せめて河川沿いを整備して、その上で学区変更するべきではないかといったご意見をいただきました。

こういったご意見を持ち帰って検討した結果を踏まえ、一部変更した学区変更案を、 先月の第2回地域説明会で説明いたしました。

資料88ページをご覧ください。

まず、今回新たに選択地域として、紫の地域を加えました。ここは、夏見3丁目、4 丁目、6丁目全域です。こちらの地域は、令和5年4月の新1年生から八栄小学校と夏 見台小学校を選んで入学していただく選択地域とします。選択地域のご家庭には、八栄 小学校の教室不足の状況を知っていただき、夏見台小学校への入学を検討していただけ るようなご案内をしたいと考えております。

次に、資料89ページと90ページに変更点②、③として記載しておりますが、学区変更の対象地域のうち、地図上の斜線を引いた地域については、八栄小学校までの通学

距離と、夏見台小学校及び市場小学校までの通学距離の差が大きいことを考慮して、既 に居住している児童については、小学校入学の前年に通学指定校変更を申請することで、 八栄小学校に入学できるものとしました。

この変更案を踏まえた学区変更を行った場合の八栄小学校の児童推計が、資料92ページの推計表になります。保有普通教室数31教室のところ、令和6年度以降に32学級33学級が見込まれますが、その場合は、図工室や家庭科室などの特別教室を一時的に普通教室に転用することを考えています。この変更案に対し、第2回地域説明会では保護者から、夏見1丁目の一部地域だけが通学指定校変更ができないのは納得できないとのご意見をいただきました。学区変更の対象となる地域で、通学指定校変更申請で八栄小学校に入学できる地域と、指定変更ができない地域に分けた理由は、八栄小学校への通学距離と、新たに指定校となる市場小学校への通学距離の差が大きいことに配慮する地域を設けたものです。また、夏見5丁目については、現在居住している児童数は多くないものの、今後宅地開発によって児童数が増えていくと見込まれる地域であるため、既に居住している児童についてのみ八栄小学校に入学できるものとし、基本的には市場小学校の学区としました。

一方、夏見1丁目の西側につきましては、大型マンションが複数あり、未就学児が各学年20から30人程度居住しているため、指定校変更申請を希望するご家庭が多くなると、八栄小学校の教室不足解消が図れない可能性があることから、通学指定校変更許可地域に含めることができない状況です。環境面、通学経路の安全対策等につきましては、今後も関係部署やそれぞれの学校と連携を取りながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

今後、この2月20日の地域説明会で説明した通学区域の見直し案に沿って進めてまいる予定ですが、5月14日に、いま一度、第3回地域説明会を開催し、地域住民の皆様に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

以上が、八栄小学校の通学区域の見直しに関する報告となります。 以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

【佐藤委員】

学区の変更のときには必ず言わせていただいているのですが、道で学区を分断してしまうと、コミュニティーが分かれてしまうという懸念があります。89ページの指定校変更許可地域に関しても同様です。ここは、八栄学区と同じコミュニティーだったと思いますが、道を挟んで分断されています。

こういった同じコミュニティーであっても、道で学区が分断されてしまう地域はほか

にあるのか教えていただけますでしょうか。

【学務課長】

8 9ページの斜線の部分については、確かに、分断しているような形にはなりますが、 現在は家が少なく、対象になる児童もほとんどいない状況です。今後住宅が建つ可能性 は十分ある地域ですが、現在は対象の人数はほとんどいない状況です。

ほかにということなんですが、指定校変更を許可することができないと提示している 左側の部分です。この夏見1丁目の一部につきましては、コミュニティー的には、夏見 のほうのコミュニティーであるということで、ここに住んでいらっしゃる方につきまし ては、市場通りで分かれているというところが非常に意識として強いところがあります。 そのためやはり、コミュニティーとしては分断されてしまう、そういった強い思いを持 っている方がいることは事実でございます。

【佐藤委員】

駅が出来たり船橋市で一番変わっていく可能性がある場所なのかなという気がしています。先を見据えられたらいいのですが、全ては難しいと思いますので、臨機応変にやっていくしかないところもあるかもしれません。地域の方々とよく話合いをして、決めてください。よろしくお願いします。

【学務課長】

次の説明会でも住民の方に丁寧にお話しさせていただければと思います。ご意見あり がとうございます。

【教育長】

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。 それでは、続きまして、報告事項(3)について、文化課、報告願います。

【文化課長】

報告事項(3) 史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会の設置についてご報告いたします。

本冊95、96ページをご覧ください。

縄文時代早期前葉1万年前の遺跡、取掛西貝塚につきましては、令和3年10月の官報告示により、船橋市初の国史跡に指定されました。史跡整備には、かなりの時間を要するため、まずは保存及び活用の方針を決める必要があります。そのため、令和4年3月に史跡取掛西貝塚保存活用計画策定委員会を設置し、第1回の会議を開きました。委員につきましては、考古学や観光、まちづくり等の学識経験者6名、地元自治会2名、

教育関係者2名、計10名の構成で、学識経験者として、教育委員の朝倉委員にもお忙 しい中、お力添えをいただいております。

今後のスケジュールについては、あくまでも予定ですが、96ページのとおり、令和5年6月までに6回の会議を行い、その後、素案を教育委員会会議に報告し、パブリック・コメントを実施します。12月に7回目の会議を行い、教育委員会会議においてご審議いただいた後、令和6年4月1日に史跡取掛西貝塚保存活用計画を施行する予定です。

説明は以上となります。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。 よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項(4)、(5)については、定例の報告事項ですので、質疑を一括して行いたいと思います。

何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

【朝倉委員】

報告事項(4)の教育研究論文というのは、いわゆるベストプラクティスをいろんな 先生方が知るという意味でとても重要な取組だと思うのですが、成果はどのような形で 教員の先生方に共有されているのでしょうか。教えていただければ幸いです。

【総合教育センター所長】

研究論文の内容については、冊子という形で学校現場に周知し反映させて、広めてい きたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】

研究論文の冊子を作って、各学校に配布するということなんです。

【朝倉委員】

分かりました。

そこがすごく活用されると良いと思いました。

【教育長】

残念ながらあまり活用されておりません。

【朝倉委員】

何か良い方法を考えていきたいですよね。とてもいいことだと思いますので、積極的 に活用できればと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

ありがとうございます。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(8)その他で何か報告したいことがある方は、い らっしゃいますでしょうか。

【社会教育課長】

「第三次船橋市生涯学習基本構想推進計画(ふなばし一番星プラン)策定について」 ご説明差し上げます。

本基本構想推進計画は、本市の生涯学習を推進する体制を整備し、充実させることを目的として策定しており、令和元年度より策定事務を行ってまいりましたが、3月22日に生涯学習推進本部長である市長決裁をもって策定し、4月1日に施行いたしますことをご報告させていただきます。

また、前回教育委員会会議にてご報告させていただいたパブリック・コメントで提出された意見への市の対応方針につきましても決裁が下りましたので、本基本構想推進計画の施行と併せて市民の方にお知らせしていきたいと考えております。

なお、計画書につきましては、お渡しする準備が整いましたら、郵送をさせていただ きたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】

今の報告について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、続きまして、先ほど非公開といたしました議案第20号から第23号及び報告事項(6)、(7)の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

(傍聴人退席)

【教育長】

それでは、議案第20号について、文化課、説明願います。

議案第20号「船橋市文化財審議会委員の委嘱について」は文化課長から説明後審議 に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第21号、報告事項(6)及び(7)の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第21号について、指導課、説明願います。

議案第21号「令和4年度船橋市教科用図書選定委員会設置要綱の制定について」は、 指導課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、報告事項(6)について、指導課、報告願います。

報告事項(6)「いじめの重大事態の認知に係る報告書について」は、指導課長から 報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項(7)について、引き続き指導課説明願います。

報告事項(7)「いじめの重大事態の調査結果に係る報告について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、議案第22号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第22号について、学務課、説明願います。

議案第22号「職員の任免について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第23号の審議に入りますので、関係職員以外の方はご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、議案第23号について、教育総務課、説明願います。

議案第23号「職員の任免について」は、教育総務課長から説明後審議に入り、全員 異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。 これで、教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

午後3時54分閉会

令和4年3月29日